

神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準の概要について

1 経緯

平成 18 年から平成 20 年にかけて、奈良県や東京都において救急搬送した妊婦の受入医療機関の選定が困難な事案が発生し、社会問題化した。

また、近年、医療は、傷病の発生初期に施すことが一層効果的になっており、傷病者の救命率の向上や予後の改善等の観点から、救急搬送における一連の行為を迅速かつ適切に実施する重要性が高まっている。

こうした中、平成 21 年 10 月 30 日に改正消防法が施行され、都道府県は消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生を抑制するとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）を策定することになった。

2 実施基準の策定及び改定状況

平成 23 年 3 月 28 日策定、平成 23 年 4 月 30 日施行

平成 24 年 2 月 16 日改定、平成 24 年 4 月 1 日施行（妊産婦に係る実施基準を追加）

平成 25 年 3 月 21 日改定、平成 25 年 4 月 1 日施行（精神疾患を有する傷病者に係る実施基準を追加）

3 実施基準の概要

(1) 実施基準（施行日：平成 23 年 4 月 30 日）

基準区分		神奈川県の実施基準の概要	
第 1 号基準 (分類基準)	適切な医療を受けられるよう、「傷病者の状況」を、緊急性、専門性及び特殊性の観点から分類	緊急性	重篤、脳卒中の疑い、心筋梗塞の疑い、外傷、熱傷、中毒、急性腹症、消化管出血
		専門性	妊産婦、小児、四肢切断
		特殊性	精神疾患を有する傷病者の身体症状
第 2 号基準 (医療機関リスト)	第 1 号の分類に対応する、受入れ可能な医療機関のリスト	第 1 号基準の区分に従い、199 医療機関を記載(平成 25 年 3 月 22 日現在)	
第 3 号基準 (観察基準)	第 1 号のどの分類に該当するか救急隊が傷病者を観察する基準	観察項目	顔貌、意識の状態、出血、脈拍の状態、呼吸の状態、血圧の状態 心電図 等
第 4 号基準 (選定基準)	第 2 号のリストから具体的な搬送先を選定する方法	選定の原則	最も搬送時間が短い医療機関
		考慮する事項	病院群輪番制の活用、家族等の意向を考慮した搬送 等

基準区分		神奈川県の実施基準の概要	
第5号基準 (伝達基準)	受入医療機関に対して、傷病者の状況を伝達する項目	受入可否の回答	重篤は可能な限り迅速に、重篤以外でも原則3分以内の回答に努める
		伝達事項	年齢・性別、症状：主訴・受傷機転、傷病程度・医療機関選定理由等
第6号基準 (受入医療機関確保基準)	速やかに受入先が決定しない場合、受け入れる医療機関を予め決めるためのルール	適用範囲	「4回以上受入照会しても受入れに至らない場合」又は「現場到着後30分以上経過した場合」に適用
		受入医療機関確保基準	<p>横浜地区 (モデル事業、照会回数5回以上に適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 済生会横浜市南部病院 (港南区) ・ 国立病院機構横浜医療センター (戸塚区) ・ 横浜労災病院 (港北区) <p>川崎地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎幸病院 <p>相模原地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北里大学病院 <p>横須賀・三浦地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横須賀共済病院 ・ 横須賀うわまち病院 ・ 横須賀市立市民病院 ・ 三浦市立病院 ・ 大船中央病院 ・ 湘南鎌倉総合病院 <p>湘南東部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市民病院 ・ 茅ヶ崎市立病院 <p>湘南西部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海大学医学部附属病院 <p>県央東部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北里大学病院 <p>県央西部地区：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海大学医学部附属病院 <p>県西地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原市立病院 ・ (県立足柄上病院)
第7号基準 (その他基準)	都道府県が必要と認める事項	ドクターヘリ運用要綱	

(2) 妊産婦に係る実施基準（施行日：平成 24 年 4 月 1 日）

基準区分	妊産婦基準の概要	
第 3 号基準 (観察基準)	実施基準に定める基本項目のほか、妊産婦傷病者の搬送及び受入に際し、必要な項目を追加（妊娠週数、陣痛間隔、性器出血等）	
第 4 号基準 (選定基準)	選定の優先順位	<ol style="list-style-type: none"> 1 かかりつけ医 2 2号リスト掲載医療機関 (最も搬送時間が短い医療機関から選定) 3 ブロック内中核・基幹病院のうち、「周産期」「未受診」に受け入れ可能としている病院
第 5 号基準 (伝達基準)	受入可否の回答	院内連絡体制を密にし、可能な限り迅速な回答に努める
	伝達事項	年齢・性別、傷病程度・医療機関選定理由及び第 3 号に定める妊産婦関連事項等
第 6 号基準 (受入医療機関確保基準)	適用範囲	<p>下記に該当した傷病者で「4 回以上受入照会しても受入れに至らない場合」又は「現場到着 30 分以上経過した場合」に適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急隊が重症と判断又は陣痛のある未受診妊婦 ・救急隊が重症と判断又は分娩が切迫し、かかりつけ医で受入不能な周産期傷病者
	地区割	周産期ブロックを基本とする
	受入医療機関確保基準病院	<p>横浜地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けいゆう病院 ・済生会横浜市南部病院 ・横浜南共済病院 ・昭和大学横浜市北部病院 ・横浜労災病院 ・横浜市立市民病院 <p>川崎地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聖マリアンナ医科大学病院 ・日本医科大学病院武蔵小杉病院 ・川崎市立川崎病院 <p>三浦半島地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横須賀共済病院 <p>湘南地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海大学病院 <p>西湘地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市立病院 <p>県央北湘地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北里大学病院

(3) 精神疾患を有する傷病者に係る実施基準（施行日：平成 25 年 4 月 1 日）

基準区分	精神疾患を有する傷病者の実施基準の概要	
第 3 号基準 (観察基準)	<p>実施基準に定める基本項目のほか、精神疾患を有する傷病者の搬送及び受入に際し、必要な項目を追加</p> <p>観察に(9)精神症状を加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 強度の不安、ゆううつ感、 イ 自殺企図、 ウ 問題行動 <p>その他の区分に(3)向精神薬の服用</p>	
第 4 号基準 (選定基準)	選定の優先順位	<p>第 2 号基準リストに掲載する医療機関（最も搬送時間が短い医療機関から選定）</p> <p>精神疾患の状況等を参考にする</p> <p>※県が広域（2つの二次保健医療圏域を合わせた程度）の身体合併症対応施設等を整備した後は、次の順に選定する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 2 号基準リストに掲載する医療機関（最も搬送時間が短い医療機関から選定） 精神疾患の状況等を参考にする 2 身体合併症対応施設等
第 5 号基準 (伝達基準)	伝達基準	ファーストコールの受入れ可否は、可能な限り迅速に行うよう努めるものとする。
	受入確認時	(5)に第 3 号基準の観察項目を追加する
第 6 号基準 (受入医療機関確保基準)	適用範囲	傷病者の状況が、重篤を含む重症度・緊急度が高い症状・病態等に加え、「併せて精神疾患を有する傷病者」とする
	受入医療機関確保基準	<p>県が広域（2つの二次保健医療圏域を合わせた程度）の身体合併症対応施設等を整備した後に、指定を受けた身体合併症対応施設等は、精神疾患を有する傷病者を受け入れることを原則とする</p> <p>身体合併症対応施設（平成 26 年 4 月 1 日現在）</p> <p>東海大学医学部附属病院（湘南東部、湘南西部、県央、県西）</p> <p>北里大学病院（相模原、県央）</p> <p>※ 全県で 6 病院を指定することとしており、その他の地域については、関係機関との合意が得られた段階で掲載</p>
	その他	患者の受入れを行う後方支援病院の（主として精神科病院）強化を行う